

平成24年度市・県民税について⁽⁶⁾

平成24年度の市・県民税(住民税)の納税通知書を6月上旬に発送します。

住民税は平成24年1月1日現在で市内にお住まいの人に、前年の所得をもとに計算し、課税します。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133、134 ・ FAX (43) 1125

扶養控除の見直しについて

平成24年度の住民税から、右記のとおり、扶養控除について見直しが行われました。

なお、特定扶養親族のうち19歳から22歳まで、一般扶養親族の23歳から69歳まで、老人扶養親族70歳以上に対する控除額の変更はありません(平成23年12月31日現在の年齢)。

扶養控除の変更内容	扶 養 控 除 の 額	
	平成23年度	平成24年度
年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除の廃止	330,000円	0円
特定扶養親族(16歳~18歳)の扶養控除の上乗せ部分の廃止	450,000円	330,000円

(例)：本人及び妻(専業主婦)、子ども2人(17歳、13歳)の世帯の場合

平成23年度		扶養控除 17歳の子 450,000円 → 330,000円 13歳の子 330,000円 → 0円 住民税額 69,500円 → 123,500円 このモデルケースでは、 扶養控除の見直しに伴い、 住民税の税額が54,000円 増えることになります。	平成24年度	
給与収入	4,000,000円		給与収入	4,000,000円
給与所得	2,660,000円		給与所得	2,660,000円
所得合計	2,660,000円		所得合計	2,660,000円
社会保険料控除	400,000円		社会保険料控除	400,000円
配偶者控除	330,000円		配偶者控除	330,000円
扶養控除	780,000円		扶養控除	330,000円
基礎控除	330,000円		基礎控除	330,000円
所得控除合計	1,840,000円		所得控除合計	1,390,000円
市民税	42,300円		市民税	74,700円
県民税	27,200円		県民税	48,800円
住民税額合計	69,500円		住民税額合計	123,500円

※市・県民税は調整控除および均等割額を含んで計算しています。

公的年金からの特別徴収(天引き)制度について

対象者：平成24年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人
※ただし、つぎの人は対象となりません。

- ①介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ②特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

(例)：収入が公的年金のみの場合

▼初年度(平成24年度年税額が6万円)は・・・

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納付します。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを特別徴収します。

▼2年目(平成25年度年税額が9万円)以降は・・・

年金から天引き					
(仮徴収)			(特別徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
前年度2月と同額			年税額の残りの1/3ずつ		

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収(仮)し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた税額を特別徴収します。

扶養控除などの申告はお済みですか

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合などの要件により、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などに関して住民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告をお済みの人は、住民税の申告を重ねてする必要はありません)。

また、住民税は、申告する人が障害者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得が125万円以下であれば非課税になります。申告に必要な書類などの詳細については税務課までお問い合わせください。



国民健康保険税の税率の改定について

平成24年度の国民健康保険税から税率の改定を行いました。今回は、その改定点についてお知らせします。
なお、納税通知書は7月中旬に発送します。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 143、144 ・ FAX (43) 1125

国民健康保険税について

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分から構成されています。
また、それぞれ以下の算出方法により計算し、その合算額を世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。

所得割額 … 世帯の加入者の所得に応じて計算
資産割額 … 世帯の加入者の資産に応じて計算
被保険者均等割額 … 世帯の加入者数に応じて計算
世帯別平等割額 … 1世帯にいくらかと計算

国保の簡易申告を忘れずに

16歳以上の被保険者全員の申告をしていない場合、保険税の軽減の適用が受けられず、医療費の自己負担割合が決められないことがあります。
保険税を正しく算定するためにも忘れずに申告をしましょう。



改定内容について

国民健康保険税を算出するときの資産割額を改定前の35.0%から5.0%引き下げ30.0%とし、世帯別平等割額を改定前の18,000円から3,000円引き下げ15,000円としました。
また、平成20年度から据え置いてきた課税額の上限額の一部を引き上げました。

医療給付費分

医療機関などへの医療費に充てるもの

税率	平成23年度	平成24年度
所得割額	8.1%	8.1%
資産割額	35.0%	30.0%
被保険者均等割額	17,000円	17,000円
世帯別平等割額	18,000円	15,000円

※賦課限度額は470,000円から500,000円に変更となります。

後期高齢者支援金分

後期高齢者医療保険制度の支援金などに充てるもの

所得割額	1.8%	1.8%
被保険者均等割額	9,900円	9,900円

※賦課限度額は120,000円のまま変更ありません。

介護納付金分

介護保険2号被保険者(40歳以上65歳未満)の人のみ対象

所得割額	1.0%	1.0%
被保険者均等割額	8,400円	8,400円

※賦課限度額は90,000円から100,000円に変更となります。

(例)：夫40歳(所得額3,000,000円、固定資産税80,000円)、妻38歳、子2人(10歳、6歳)の場合
※所得割額の算出には、所得額3,000,000円から330,000円の基礎控除額を除いた2,670,000円で計算します。

平成23年度

区分	算出方法	税額
所得割額	2,670,000円×8.1%	216,270円
資産割額	80,000円×35%	28,000円
被保険者均等割額	17,000円×4人	68,000円
世帯別平等割額	18,000円×1世帯	18,000円
医療給付費分		330,200円
後期高齢者支援金分		87,600円
介護納付金分		35,100円
国民健康保険税額		452,900円

資産割額

28,000円 → 24,000円

世帯平等割額

18,000円 → 15,000円

このモデルケースでは、
今回の見直しに伴い、
税額が7,000円減る
こととなります。

平成24年度

算出方法	税額
2,670,000円×8.1%	216,270円
80,000円×30%	24,000円
17,000円×4人	68,000円
15,000円×1世帯	15,000円
医療給付費分	323,200円
後期高齢者支援金分	87,600円
介護納付金分	35,100円
国民健康保険税額	445,900円